

会社法第 801 条に規定する
吸収合併に関する事後備置書類

2023 年 4 月 3 日

K Y B 株式会社

代表取締役社長 大野 雅生



原本に相違ありません。

2023 年 4 月 3 日

当社と KYB-YS 株式会社との吸収合併に関する事項

東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号 KYB 株式会社

代表取締役社長

大野 雅生

当社（以下「吸収合併存続会社」といいます。）と KYB-YS 株式会社（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、2023 年 4 月 1 日（吸収合併の効力発生日）をもって、吸収合併（以下「本件合併」といいます。）いたしました。本件合併に関する事項につき下記のとおりご報告申し上げます。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023 年 4 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社の手続の経過

- ①会社法 784 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本件合併に関し、会社法 785 条に基づく株式買取請求権を行使することができる株主は存在しません。
- ③本件合併に関し、会社法 787 条に基づく新株予約権買取請求権を行使することができる新株予約権者は存在しません。
- ④会社法 789 条の規定により、2023 年 2 月 22 日付で官報公告及び知れている債権者への各別の催告をいたしましたが、異議申述期限の 2023 年 3 月 22 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社の手続の経過

- ①会社法 796 条の 2 の規定による請求をされた株主はありませんでした。
- ②本合併に関し、会社法 797 条に基づく株式買取請求権を行使することができる株主は存在しません。
- ③会社法 799 条の規定により、2023 年 2 月 22 日付で官報公告及び電子公告をいたしましたが、異議申述期限の 2023 年 3 月 22 日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

本件合併により、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社から、吸収合併消滅会社が有する資産、負債その他一切の権利義務を引き継ぎました。吸収合併消滅会社から承継した資産及び負債の額は、それぞれ、28,128 百万円（概算値）、19,259 百万円（概算値）です。

5. 会社法 782 条 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 会社法 921 条の変更の登記をした日

2023 年 4 月 3 日

6. その他吸収合併に関する重要な事項

本件合併に際して、吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の株主に対し、株式その他金銭等の交付は行いませんでした。なお、本件合併により、当社は、2024 年 3 月期第 1 四半期の個別決算において、抱合せ株式消滅差益約 60 億円を特別利益として計上する見込みです。

以上

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第
182 条に規定する
吸収合併契約に関する事前備置書類

2023 年 2 月 22 日

KYB—YS 株式会社

代表取締役社長 新田 仁志



原本に相違ありません。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「吸収合併契約書」のとおり

2. 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項

吸収合併存続会社であるKYB株式会社（以下「KYB」といいます。）は、吸収合併消滅会社である当社の株主に対し、本合併に際して、株式その他金銭等の交付は行いませんが、当社とKYBは完全親子会社の関係にあることから、相当であると判断しております。

3. KYBについての事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2「KYBの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおり

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本合併により、2024年3月期第1四半期の個別決算において、抱合せ株式消滅差益約60億円を特別利益として計上する見込みです。

4. 当社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項

当社の2022年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ28,128百万円、19,259百万円であります。当社において、本合併の効力発生日までの間に、資産及び負債に大きな変動は予想されません。

KYBの2022年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ248,252百万円、161,952百万円であります。KYBにおいて、本合併の効力発生日までの間に、資産及び負債に大きな変動は予想されません。

吸収合併消滅会社である当社の上記各金額を、吸収合併存続会社であるKYBの上記各金額に加算いたしますと、資産276,380百万円、負債181,211百万円となり、吸収合併存続会社であるKYBにおいては、本合併による資産及び負債の承継後も、資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

以上のとおりであり、本合併の効力発生日以後において、吸収合併存続会社であるKYBの債務の履行の見込みがあると判断します。



吸収合併契約書

KYB株式会社（以下、「甲」という。）とKYB-YS株式会社（以下、「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。

第2条（当事者）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収合併存続会社）

商号：KYB株式会社

住所：東京都港区浜松町二丁目4番1号

(2) 乙（吸収合併消滅会社）

商号：KYB-YS株式会社

住所：長野県埴科郡坂城町坂城9165番地

第3条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、本件合併に際し、乙の株主に対して、その株式に代わる金銭等（甲の株式及び金銭を含む。）の交付を行わない。

第4条（合併承認總會）

1. 甲は、会社法第796条第2項の定めにより、株主總會による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めにより、株主總會による本契約の承認を得ずに本件合併を行う。

第5条（効力発生日）

1. 本件合併がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。
2. 本件合併の効力発生日については、法令に定める関係官庁の許認可等の進捗状況その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条（財産の管理）

1. 甲は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ乙と協議の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってその業務執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と協議の上、これを行うものとする。

第7条（権利義務の承継）

乙は、2022年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、乙の一切の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第8条（条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の事業、財産または経営状態に重大な変動が生じた場合は、甲乙協議の上、本件合併の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第9条（契約の効力）

本契約は、法令に定める関係官庁の許認可等が得られなかったときは、その効力を失う。

第10条（協議）

本件合併について、本契約に定めのない事項、本契約の当事者間において合意されていない事項、または本契約もしくはこれと関連する契約の解釈について疑義が生じた場合には、甲乙は誠実に協議を行った上で解決する。

本契約締結の証として、本契約書を2通作成し、甲と乙が記名捺印の上、各1通を所持する。

2023年2月8日

(甲) 東京都港区浜松町二丁目4番1号
KYB株式会社
代表取締役社長 大野 雅生

(乙) 長野県埴科郡坂城町坂城9165番地
KYB-YS株式会社
代表取締役社長 新田 仁志

(第100期 定時株主総会招集ご通知添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況**(1) 当連結会計年度の事業の状況****① 事業の経過およびその成果**

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス・ワクチン接種の進展や各国の経済活動再開政策により、全般的には回復基調にて推移しましたが、原材料価格の高騰、半導体の供給不足、コンテナ不足による物流混乱、ウクライナ情勢悪化等の下振れリスクも顕在化しました。

また、わが国経済においても、世界経済に遅れて景気回復の兆しが見られたものの、資源高や大幅な円安が重しとなり、将来予測は困難な状況と言えます。

このような環境のもと、当社製品の主要需要先である自動車市場及び建設機械市場は、ともに前連結会計年度に比べて需要が回復しております。その結果、当社グループの売上高につきましては、3,884億円と前連結会計年度に比べ603億円の増収となりました。

損益につきましては、需要の回復による売上高増加や、免震・制振用オイルダンパーの製品保証引当金について取崩を行った影響等により、営業利益は300億1百万円（前連結会計年度営業利益182億97百万円）、税引前利益は288億17百万円（前連結会計年度税引前利益163億40百万円）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は、225億49百万円（前連結会計年度親会社の所有者に帰属する当期利益170億87百万円）となりました。

売上高3,884億円（前期比+18.4%）**セグメント利益**247億円（前期比+85.5%）**営業利益**300億円（前期比+64.0%）**親会社の所有者に帰属する当期利益**225億円（前期比+32.0%）

セグメント別の業績は次のとおりです。
セグメント別の業績

Ⅰ AC (オートモーティブコンポーネンツ) 事業

売上高

2,328億円

事業内容

ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、
ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、
ステイダンパ、フリーロック

当セグメントは、四輪車用油圧緩衝器、二輪車用油圧緩衝器、四輪車用油圧機器とその他製品から構成されております。
i) **四輪車用油圧緩衝器** 四輪車用油圧緩衝器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞からの回復により、売上高は1,692億円と前連結会計年度に比べ18.5%の増収となりました。
ii) **二輪車用油圧緩衝器** 二輪車用油圧緩衝器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞からの回復により、売上高は349億円と前連結会計年度に比べ33.7%の増収となりました。
iii) **四輪車用油圧機器** パワーステアリング製品を主とする四輪車用油圧機器は、電動パワーステアリングの販売減少により、売上高は239億円と前連結会計年度に比べ3.5%の減収となりました。
iv) **その他製品** A T V (全地形対応車) 用機器を中心とするその他製品の売上高は49億円となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は2,328億円となり、セグメント利益は154億17百万円(セグメント利益率6.6%)、営業利益は165億27百万円(営業利益率7.1%)となりました。



Ⅱ HC (ハイドロリックコンポーネンツ) 事業

売上高

1,416億円

事業内容

シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、
モータ、舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、
トンネル掘削機、環境機器

当セグメントは、産業用油圧機器、システム製品、その他製品から構成されております。
従来、「システム製品」については報告セグメントとしておりましたが、当社グループ再編に伴いセグメント管理区分の見直しを行った結果、当連結会計年度より「HC事業」に含めて開示しております。
i) **産業用油圧機器** 建設機械向けを主とする産業用油圧機器は、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動停滞からの回復により、売上高は1,287億円と前連結会計年度に比べ23.8%の増収となりました。
ii) **システム製品** 舞台機構、艦艇機器、免制振装置を主とするシステム製品の売上高は46億円と前連結会計年度に比べ22.7%の減収となりました。
iii) **その他製品** 鉄道用アクティブサスペンションシステム及び緩衝器を主とするその他製品の売上高は82億円と前連結会計年度に比べ11.5%の増収となりました。
以上の結果、当セグメントの売上高は1,416億円となり、セグメント利益は123億54百万円(セグメント利益率8.7%)、営業利益は166億53百万円(営業利益率11.8%)となりました。



航空機器事業

売上高

37億円

事業内容

航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置



当セグメントは、航空機器用離着陸装置、同操舵装置等から構成されております。航空機器事業は、売上高は37億円と前連結会計年度に比べ5.2%の減収となり、セグメント損失は39億60百万円、営業損失は40億61百万円となりました。

特装車両事業および電子機器等

売上高

103億円

事業内容

コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器



当セグメントは、特装車両及び電子機器等から構成されております。

i) 特装車両 コンクリートミキサ車を主とする特装車両の売上高は92億円と前連結会計年度に比べ10.5%の増収となりました。

ii) 電子機器等 電子機器等の売上高は11億円と前連結会計年度に比べ2.3%の増収となりました。

以上の結果、当セグメントの売上高は103億円となり、セグメント利益は9億19百万円(セグメント利益率8.9%)、営業利益は8億99百万円(営業利益率8.7%)となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資につきましては、生産体制の整備・拡充および品質向上に向けた対応として145億88百万円(無形資産および長期前払費用に係るものを含む)の投資を実施いたしました。

セグメント別の内訳としましては、AC事業で75億99百万円、HC事業で65億47百万円、航空機器事業で1億34百万円、特装車両事業および電子機器等で3億7百万円の投資を行いました。

なお、各セグメントの値はセグメント間取引調整前のものです。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、運転資金及び設備投資等のため借入及び社債の発行並びにA種優先株式の発行を行いました。当連結会計年度末の有利子負債残高は、1,249億円となっております。

④重要な企業再編等の状況

当社は連結子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社を2021年7月1日に、KYBエンジニアリングアンドサービス株式会社を2022年1月1日に吸収合併し、両社の契約上の地位等の権利義務を合併契約書に従い承継しております。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第97期 (2019年3月期)	第98期 (2020年3月期)	第99期 (2021年3月期)	第100期 (当連結会計年度 (2022年3月期))
	IFRS	IFRS	IFRS	IFRS
売上高 (百万円)	412,214	381,584	328,037	388,360
セグメント利益 (百万円)	22,010	17,575	13,325	24,713
親会社の所有者に帰属する 当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△24,757	△61,879	17,087	22,549
基本的1株当たり当期利益 又は当期損失 (△) (円)	△969.18	△2,422.53	668.95	854.96
資産合計 (百万円)	441,074	410,454	426,635	434,187
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	149,338	74,094	110,683	153,411
1株当たり親会社 所有者帰属持分 (円)	5,846.39	2,900.73	4,333.26	5,508.47

(注1) セグメント利益は、売上高から売上原価、販売費および一般管理費を控除して算出しております。

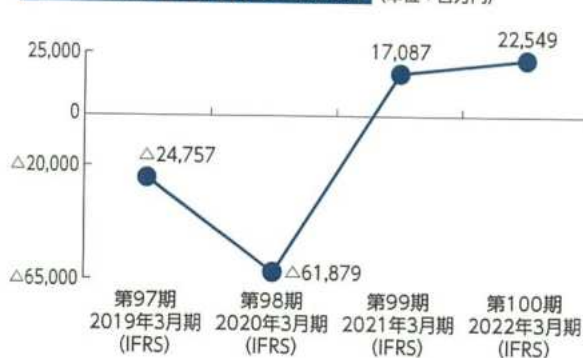
(注2) 当社は、第100期においてA種優先株式を発行しております。「基本的1株当たり当期利益又は当期損失(△)」は、親会社の所有者に帰属する当期利益又は当期損失(△)からA種優先株式に係る配当金を控除した金額を発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。また、「1株当たり親会社所有者帰属持分」は、親会社の所有者に帰属する持分からA種優先株式の払込金額及びA種優先株式に係る配当金を控除した金額を、当期末発行済普通株式数で除して算定しています。

<ご参考>

売上高 (単位: 百万円)



親会社の所有者に帰属する当期利益 (単位: 百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
凱迺必(中国)投資有限公司	84,710 千米ドル	100 %	中国におけるA C事業および H C事業の統轄等
KYB Americas Corporation	60,000 千米ドル	100 %	A C事業製品の製造・販売および H C事業製品の販売
凱迺必機械工業(鎮江)有限公司	102,110 千米ドル	※ 100 %	A C事業製品およびH C事業製品の 製造・販売
無錫凱迺必拓普減震器有限公司	33,000 千米ドル	100 %	A C事業製品の製造・販売
KYB Mexico S.A. de C.V.	50,000 千米ドル	※ 100 %	A C事業製品の製造・販売
KYB (Thailand) Co., Ltd.	200 百万タイバーツ	67 %	A C事業製品の製造・販売
KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	400 百万円	66.6 %	A C事業製品の製造・販売
KYB-YS株式会社	265 百万円	100 %	A C事業製品およびH C事業製品の 製造・販売
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	27,083 千ユーロ	※ 100 %	A C事業製品の製造・販売
KYB Europe GmbH	701 千ユーロ	100 %	欧州におけるA C事業の統轄等および A C事業製品の販売
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	930 百万チェコ・コルナ	※ 100 %	A C事業製品の製造・販売
KYB Motorcycle Suspension India Pvt. Ltd.	2,241 百万インド・ルピー	66.6 %	A C事業製品の製造・販売
KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopeças S.A.	169,351 千ブラジルリアル	※ 100 %	A C事業製品の製造・販売
KYB Middle East FZE	2,000 千UAEディルハム	100 %	A C事業製品の販売

(注1) ※印は子会社による所有を含む比率を表示しています。

(注2) 「A C事業」は「オートモーティブコンポーネンツ事業」の略称であり、「H C事業」は「ハイドロリックコンポーネンツ事業」の略称となっております。

(注3) 上記14社は、会社の資本金及び資本剰余金、売上高及び当社での重要性を参考に選択いたしました。

(注4) 当社は、2021年7月1日付にてカヤバシステムマシナリー株式会社を、2022年1月1日付にてKYBエンジニアリングアンドサービス株式会社を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

2022年度は2020中期経営計画の最終年度に当たります。免震・制振用オイルダンパー他、不適切行為の再発防止、企業風土改革として、規範意識とコンプライアンス遵守を経営の根幹に据えながら、「取り戻そう信頼と誇り」をスローガンに、高収益体質への変革を進めております。しかしながら、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大で大きく出足を挫かれてしまい、2021年度は原材料高騰、半導体不足等の逆風を受けながらも、遅れを挽回した一年となりました。

2022年度は現中期経営計画の総仕上げの年となります。持続的成長のための新商品開発、収益力強化のための次世代革新工場の構築による生産革新やコスト低減を図り、今後の柱となるAC（オートモーティブコンポーネンツ）、HC（ハイドロリックコンポーネンツ）、特装車両の3事業に経営資源を集中させ、ESG経営を進めて現中期経営計画を完遂させ、次期中期経営計画に繋げてまいります。

1. マネジメント

「規範意識とコンプライアンス遵守」「人財育成・健康経営」「安全第一・品質経営」「高収益体質」

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通じて、ステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たす一方、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいりました。

まず、信頼回復への前提となる免震・制振用オイルダンパーの適合化は2021年度末で約97%まで進んでおり、引き続き、「規範意識とコンプライアンス遵守」を経営の根幹に据えて、規範意識の企業風土への定着、グループ全体の不正防止活動を継続して、ガバナンス強化を図ります。また、社会的要求であるESG、SDGsといった観点から、サステナビリティ委員会を新設、司令塔としてカーボンニュートラルの達成、ESG経営を推進してまいります。

働き方改革については、感染症対策なども含めた健康経営の徹底と、人権を尊重したあらゆるハラスメントを許さない姿勢を明確に、グループ再編後の人財の最適配置、デジタル人財の確保・育成によるDX推進を図り、風通しの良い職場作りを進めてまいります。

安全・品質については、労災・火災の未然防止策を徹底し、品質教育を基礎とした意識改革を進め、品質問題ゼロの達成と定着を進めてまいります。また、近年急速に企業経営の脅威となっているサイバーセキュリティ強化を進めます。

高収益体質の実現に向けては、事業ポートフォリオ戦略を見直し、経営資源の最適化として、グローバル総原価低減、グローバル生産体制の最適化を図るとともに、不採算事業・拠点・製品の改善計画を完遂していきます。

成長戦略では、MaasやCASEといった動きを捉え、次世代の収益源となる新市場、新商品の戦略立案、EVや新興メーカーへの参入を図り、成長分野へ積極的に経営資源を投入してまいります。

2. 建築物用免震・制振用オイルダンパーにおける不適切行為に関する、再発防止策、対応の進捗

本問題に関する再発防止策および対応についての進捗状況は、2019年7月5日以降、以下の当社ホームページ上で都度公表しておりますのでご参照ください。

なお、2022年3月末時点で、再発防止策の具体策全67項目の内、全項目を「完了」しており、その維持・定着の取組みを継続しております。

再発防止策の進捗状況 <https://www.kyb.co.jp/company/progress/prevent.html>

対応の進捗状況 https://www.kyb.co.jp/company/progress/exchange_progress.html

3. 新型コロナウイルスの世界的感染拡大

新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的感染拡大による各国政府・自治体等の外出禁止や移動制限等の措置や、当社グループの主要顧客の減産により、経営成績に影響が生じております。また、収束に向かった地域においても変異株による数次の再拡大があり、先行きが不透明な状況が続いています。当社グループ各社は、各国政府・自治体等の感染拡大防止の規制やガイドラインに従い、衛生管理の徹底、国内外の出張制限、テレワークやWeb会議の積極的導入等を実施し感染拡大防止を図っています。

4. オートモーティブコンポーネンツ事業

「AC事業真価の発揮 -深化-進化-新化-」

2020中期経営計画では「A C事業真価の発揮」をスローガンに既存事業の深堀り「深化」を図り「進化」を進めるとともに、成長戦略として「新化」を図っております。2022年度は現中期経営計画の最終仕上げとして、固定費削減を継続し、各種再編計画の遂行による各拠点単体での利益確保、事業統制のしくみと体制強化、コスト競争力確保による利益重視の経営活動、母機電動化や環境対応など、顧客に選ばれるための技術開発により新市場・新製品開発と新顧客開拓とシステム、モジュールへの対応を、市販市場では「生・販・技」が連携して構造改革を進めてまいります。

5. ハイドロリックコンポーネンツ事業

「お客様に信頼され世界で採用され続けるH C事業 ～市場変化にスピードを持ってニーズの先取り～」

H C事業では、2020中期経営計画における基本方針として、選択と集中による長期的収益性向上を掲げています。2022年度は現中期経営計画の最終仕上げとして、製品群別収益向上戦略を推進、原価低減・現調化推進、不採算事業・製品の撤退、生産体制整備の完遂を進めています。また、営業・間接部門再編により、H C事業全体で最適化、機能強化を図る一方、将来に向けて、地域別戦略を核として電子化・電動化・システム化された次世代電子油圧機器の開発と量産化を進め、「稼ぎきる＝収益重視への転換」を果たし、次期中期経営計画に繋げてまいります。

6. 特装車両事業

「市場ニーズに資する高付加価値製品の開発による利益体質の強化」「脱炭素社会に貢献できる新製品及び他事業との連携による次世代製品の研究開発推進」

特装車両事業は、地球・人間にやさしい、持続的成長を実現し、従業員が誇りを持てる事業を基本戦略とし、国内では市場ニーズに資する高付加価値製品の開発による利益体質の強化、脱炭素社会に貢献できる新製品開発、および他事業との連携による次世代製品の研究開発を推進します。海外については、新たな海外ビジネスプランの策定による特装グローバル体制の基盤整備を進めてまいります。

7. 航空機器事業

「生産体制の再構築」「全面撤退シナリオ作り込み」

当社は創業以来、航空機用油圧機器の事業を手掛けてまいりましたが、事業ポートフォリオの全面的な再検討の結果、経営資源の選択と集中による企業競争力の強化を図るべく、航空機器事業から撤退することを基本方針として決定し、2022年2月9日に公表いたしました。

今後修理を含めた全ての航空機器事業を段階的に終了させる予定です。コンプライアンス強化、安全第一・品質経営のもと、生産体制の再整備を図りながら、お客様の納得を得られる撤退計画を策定してまいります。

8. 技術・製品開発

「デジタル技術の活用と融合でイノベーションを起こす」

2020中期経営計画では、技術・製品開発の基本方針として、効率的な技術・製品開発と高利益率の製品の創出を図るため、開発段階でのコストの作りこみ、優位性のある特許取得、モデルベース開発(MBD)手法の全社展開やI Pランドスケープの試行による開発効率の向上を図ってまいりました。また、カーボンニュートラルやE S G経営に繋がる研究開発の推進のため、中長期的視点に立った技術ロードマップの充実化や、外部機関も活用しながら、新価値創出・新技術創造を進めてまいりました。2022年度は、加速するE V化や自動化の流れに対応すべく、当社のコア技術である油圧を核とした「振動制御・パワー制御」と電子化などの技術を組み合わせながら新製品を創出し、社会的要請であるS D G s・カーボンニュートラルの実現にも貢献してまいります。さらに、全社的なD X推進体制を推進させながら、これを日常業務の他、2030年に自己完結革新工場の実現を目指すS h i p' 30活動や、研究開発活動に活かしてまいります。

9. 人財育成

「心身ともに健康で動きがいのある風土を築く」「経営・事業戦略達成に必要な人財育成」「間接部門生産性向上の取組み」

当社では従業員やその家族の健康を重要な経営資源、企業活力の源泉と位置付け、従業員一人ひとりが心身ともに健康で動きがいのある職場づくりに取組んでおります。健康経営推進の取組みとして、3年連続で健康経営優良法人の認定を取得、2024年のホワイト500認定取得を目指します。また、信頼回復に向けた規範意識醸成、

風通しが良くハラスメントのない職場づくり、人財の多様化を進める一方、D X 人財採用に向けた仕組みを構築します。グローバルでの拠点経営者の育成を進める一方、R P A (Robotic Process Automation) 化を軸に間接部門の付加価値生産性の向上へ取り組み、固定費削減に繋げてまいります。

10. モノづくり

「～できる改善からやらねばならない改善～ 点の改善～線の改善～面の改善」「量変動に追従できる革新的モノづくりの実現」

当社は事業毎に最適な革新的モノづくりを実現し、安定して利益を生み出し続ける生産革新活動を進めてまいりました。昨年度からは加工から組立が完全同期した自己完結革新工場を2030年に実現する S h i p ' 30 活動を、A C 事業では岐阜北工場、H C 事業では岐阜南工場からスタートさせました。2022年度は主要拠点に展開していきます。I o T を活用した生産性向上を図り、T P M 設備保全活動を復活させ、将来の革新生産ラインの維持管理の高度化に対応できる体力づくりを目指します。その推進のため生産革新推進部、T P M 推進室を新設、活動を進めてまいります。これらの活動により、生産・物流改革、在庫低減によるコスト改善、革新的モノづくりを実現する生産設備、製品評価技術の開発、また設備投資の実効性向上、改善を推進する人財の育成を進めてまいります。

当社グループは、これらの重点方策活動を着実に実施し信頼回復を図る一方、筋肉質で高収益な企業体質への改革に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業内容	主要製品
A C 事業	ショックアブソーバ、サスペンションシステム、パワーステアリング、ベーンポンプ、フロントフォーク、オイルクッションユニット、ステイダンパ、フリーロック
H C 事業	シリンダ、バルブ、鉄道車両用オイルダンパ、衝突用緩衝器、ポンプ、モータ、舞台機構、艦艇機器、免制振装置、シミュレータ、油圧システム、トンネル掘削機、環境機器
航空機器事業	航空機用離着陸装置・同操舵装置・同制御装置・同緊急装置
特装車両事業および電子機器等	コンクリートミキサ車、粉粒体運搬車、特殊機能車、電子機器

(注)「A C 事業」は「オートモティブコンポーネンツ事業」の略称であり、「H C 事業」は「ハイドロリックコンポーネンツ事業」の略称となっております。

(6) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

当 社	本社：東京都港区、相模工場：神奈川県相模原市、熊谷工場：埼玉県深谷市、岐阜工場：岐阜県可児市、三重工場：三重県津市
KYB-YS株式会社	本社：長野県埴科郡
KYB Americas Corporation	本社：米国
凱迺必機械工業(鎮江)有限公司	本社：中国
無錫凱迺必拓普減震器有限公司	本社：中国
KYB Mexico S.A. de C.V.	本社：メキシコ
KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopeças S.A.	本社：ブラジル
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	本社：スペイン
KYB Manufacturing Czech s.r.o.	本社：チェコ
KYB Middle East FZE	本社：アラブ首長国連邦

(7) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
A C事業	8,839名	220名減
H C事業	4,017名	83名減
航空機器事業	169名	0名
報告セグメント計	13,025名	303名減
特装車両事業および電子機器等	478名	0名
全社（共通）	969名	57名増
合計	14,472名	246名減

(注1) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(注2) 全社（共通）は、当社の経理・総務・人事部門等の管理部門の従業員であります。

②当社の使用人の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,032名	116名増	40.8歳	16.3年

(注1) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数を含んでおりません。

(注2) 従業員数は、他社への出向者150名を除いて表示しております。

(8) 企業集団の主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額(百万円)
株式会社みずほ銀行	21,528
株式会社三菱UFJ銀行	11,259

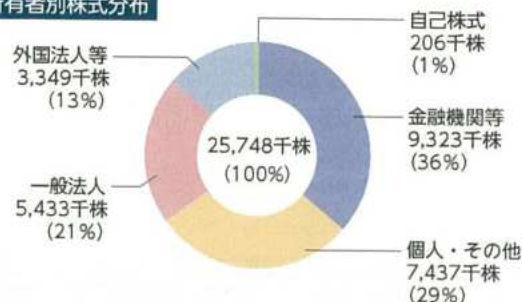
2. 会社の現況 (2022年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ①発行可能株式総数…… 57,300,000株
- ②発行済株式の総数…… 普通株式 25,748,431株
A種優先株式 125株
- ③株主数…… 普通株式 14,555名
A種優先株式 8名

<ご参考（普通株式）>

所有者別株式分布



④大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 3,088,200	12.1
トヨタ自動車株式会社	普通株式 1,965,417	7.7
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	普通株式 1,139,300	4.5
明治安田生命保険相互会社	普通株式 1,004,650	3.9
K Y B 協力会社持株会	A種優先株式 15	3.6
日立建機株式会社	普通株式 923,400	3.5
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行 □ 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	普通株式 611,500	2.4
株式会社大垣共立銀行	普通株式 591,433	2.3
株式会社みずほ銀行	A種優先株式 10	1.9
K Y B 従業員持株会	普通株式 430,565	1.7

(注) 持株比率は自己株式（206,351株）を控除して計算しております。

- ⑤その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	中 島 康 輔	免制振対応統轄
代表取締役社長執行役員	大 野 雅 生	
代表取締役副社長執行役員	加 藤 孝 明	グローバル財務統轄
取締役副社長執行役員	齋 藤 圭 介	免制振対応本部長
取締役	鶴 田 六 郎	鶴田六郎法律事務所 代表 弁護士
取締役	堀 澤 修 平	株式会社アーレスティ 社外取締役 (監査等委員) 慶應義塾大学 名誉教授 東京国際大学 学長
取締役	坂 田 政 一	株式会社プラネット 社外取締役 ULSグループ株式会社 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	久 田 英 司	
常勤監査役	田 中 順 一	
常勤監査役	相 楽 昌 彦	
常勤監査役	野々山 秀 貴	

- (注1) 取締役 鶴田六郎氏、堀澤修平氏および坂田政一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。3名を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (注2) 常勤監査役 田中順一氏および相楽昌彦氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。両氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
- (注3) 常勤監査役 久田英司氏は、経営企画、人事や海外グループ会社経営の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注4) 常勤監査役 野々山秀貴氏は、経営企画業務、経理財務、海外グループ会社経営の経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- (注5) 事業年度中の役員の異動
- ・常勤監査役 赤井智男氏は、2021年6月25日開催の当社第99期定時株主総会終結の時をもって辞任により退任しました。
 - ・常勤監査役 野々山秀貴氏は、2021年6月25日開催の当社第99期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役および監査役（社外監査役に限らない）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役、および執行役員の全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しています。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約の保険料の全額を当社が負担しております。

④ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬

(イ) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を定めております。

(a) 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、社外取締役と代表取締役で構成する任意の報酬委員会から答申された内容を受け、取締役会において決定方針を決議しております。

(b) 決定方針の内容の概要

取締役の報酬は、役職・職責に応じて毎月固定額を支給する固定報酬（基本報酬）と、会社業績の達成度によって変動する業績連動報酬（賞与）によって構成される。

なお、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみとし、業績連動報酬は支給しない。

固定報酬額は、株主総会で決議された報酬総額限度額の範囲内において、役職・職責に応じた金額とし、代表取締役および社外取締役から構成される任意の報酬委員会の答申を受け、取締役会決議により決定され、毎月各取締役に支給する。

業績連動賞与の支給総額は、業績連動賞与支給事業年度の前事業年度における親会社の所有者に帰属する当期利益金額の1.0%、かつ、取締役（社外取締役を除く）の総報酬（固定報酬と業績連動賞与の総額）の40%を上限とし、報酬委員会の答申を受け、取締役会の決議に基づき毎年の定時株主総会へ上程し、当該定時株主総会において議案が承認されることにより決定される。そして、あらかじめ定めた各取締役の役職に応じた按分値をもとに、報酬委員会の答申を受け、取締役会決議により各取締役に支給する。

その算定の基礎となる指標は、業績連動賞与支給事業年度の前事業年度における4つの算定指標（セグメント利益金額、セグメント利益率、親会社の所有者に帰属する当期利益（損失）金額、親会社の所有者に帰属する当期利益（損失）率）の連結業績予想達成度に応じて算定する。なお、親会社の所有者に帰属する当期損失を計上した場合には、業績連動賞与は支給しない。

固定額報酬および業績連動賞与の個人別支給額の決定については、報酬委員会で固定報酬および業績連動賞与の妥当性を検証した上で、取締役会に対し妥当である旨の答申を行った内容に基づいて算定・決定する方針とする。

なお、当社は、2022年6月23日開催予定の第100期定時株主総会の第6号議案が原案どおり承認可決された場合、承認可決された内容を反映した決定方針に変更することを予定しております。

(c) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち固定報酬については、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、取締役会に対し原案が妥当である旨の答申を行った上で、取締役会としてもその答申内容を尊重して決定していることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容のうち業績連動報酬については、当社は、2022年6月23日開催予定の第100期定時株主総会の第6号議案が原案どおり承認可決された場合、承認可決された内容を反映した決定方針に沿って当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定することを予定しております。

(ロ) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の固定報酬限度額は、1997年6月27日開催の第75期定時株主総会において、月額30,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点での取締役の員数は20名です。

当社監査役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会において、月額8,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は4名（うち、社外監査役は2名）です。

(ハ) 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
			基本報酬	金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	325 (25)	191 (25)	110 (－)	24 (－)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	91 (46)	91 (46)	－	－	5 (2)

- (注1) 上記には、2021年6月25日開催の第99期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
- (注2) 当社は、2011年6月24日開催の第89期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、同株主総会において同株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金の支給について承認決議をいただいております。上記報酬等の総額のほか、当該承認決議に基づく以下の役員退職慰労金の支給を当事業年度において行っております。
- ・取締役(社外取締役を含まない)2名に対する役員退職慰労金 2,200万円
- ※この金額には、過年度において開示した役員退職慰労引当金繰入額、取締役2名分1,800万円が含まれております。
- (注3) 役員退職慰労金制度は、上記のとおり廃止しておりますので、当事業年度に係る役員退職慰労金の増加はありません。
- (注4) 業績連動報酬のうち金銭報酬は、2022年6月23日開催の第100期定時株主総会において承認が得られることを条件に、当事業年度に係る報酬等として支給を予定している額を記載しております。
- (注5) 業績連動報酬のうち株式報酬は、2022年6月23日開催の第100期定時株主総会において承認が得られることを条件に、当事業年度に係る報酬等として支給を予定している譲渡制限付株式の数に2022年3月31日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を乗じた額を記載しております。
- (注6) 業績連動報酬の額又は数は、業績連動報酬支給事業年度の前事業年度における、以下の算定指標(4項目)の連結業績予想達成度に応じて算定いたします。なお、以下の算定指標を選択した理由は、当社グループの経営上重要な指標となっているためです。当事業年度における連結業績予想達成度の目標および実績は以下のとおりです。

算定指標	目標	実績
セグメント利益金額	22,000百万円	24,713百万円
セグメント利益率	6.03%	6.36%
親会社の所有者に帰属する当期利益(損失)金額	16,000百万円	22,549百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益(損失)率	4.38%	5.81%

⑤ 社外役員に関する事項

(イ) 重要な兼職の状況および当社と重要な兼職先との関係

- ・取締役 鶴田六郎氏は、鶴田六郎法律事務所代表を務めております。また、取締役 塩澤修平氏は、2022年3月31日までは東京国際大学学長としての立場を有しており、また、慶應義塾大学名誉教授、株式会社アーレスティにおいて社外役員を務めております。さらに、取締役 坂田政一氏は、U L S グループ株式会社および株式会社プラネットにて社外役員を務めております。
- これらの社外役員の重要な兼職先と当社の間には、記載すべき特別な関係はありません。
- なお、他の社外役員につきましては、該当する事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会および監査役会への出席状況

氏名	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
取締役 鶴田 六郎	19回	19回	100%	—	—	—
取締役 塩澤 修平	19回	19回	100%	—	—	—
取締役 坂田 政一	19回	19回	100%	—	—	—
常勤監査役 田中 順一	19回	19回	100%	24回	24回	100%
常勤監査役 相楽 昌彦	19回	19回	100%	24回	24回	100%

(注) 取締役会の開催回数は、書面決議による取締役会の回数を除いたものです。

(b) 取締役会および監査役会における発言状況、ならびに、社外取締役及び監査役が果たすことが期待される役割に対して行った職務の状況

- ・取締役 鶴田六郎氏は、弁護士としての法律に関する知識ならびに他社における社外役員としての業務経験を活かし、主にガバナンスおよびコンプライアンスに関し客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役 塩澤修平氏は、経済学の専門家としての見識に基づき、主に金融ならびにCSR（企業の社会的責任）に関し、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・取締役 坂田政一氏は、経営者として当社における多様性を重視した働き方改革、ITの効率化や間接部門の生産性向上といった業務革新の分野に関し、客観的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・常勤監査役 田中順一氏は、損害保険会社で在任中の知識および経験を活かし、主に業務監査に対する見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。
- ・常勤監査役 相楽昌彦氏は、保険会社での営業現場目線やマネジメント経験による多面的な視点で、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する見地から、客観的な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提案を行っております。さらに、監査役会においても適宜発言を行っております。

(ハ) 子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当する事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	99百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	116百万円

(注1) 当社の主要な子会社につきましても有限責任 あずさ監査法人が会計監査人となっております。また、当社の海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(注2) 当社と会計監査人の間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注3) 監査役会は、役員、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けた他、前事業年度の監査計画・監査の遂行状況、当該期の報酬見積の相当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

③会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告します。また、上記のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

④責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間に責任限定契約は締結しておりません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において、「業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について以下を決議しております。

- (1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 当社は、当社および子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）の役員および従業員が法令および定款を遵守するとともに、高い倫理基準に基づく公正で誠実な企業行動を遂行するための「企業行動指針」を定める。
 - 2) 当社は、経営理念実現の前提となるコンプライアンスの最高価値化を確立させるため、当社社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、「グループコンプライアンス推進に関する規程」等の下、当社グループのコンプライアンスの推進を行う。また、当社グループの役員 および従業員に対する教育を実施し、規範意識の醸成およびその意識改革に取り組む。
 - 3) 当社の監査部は、リスクベースで監査を行うとともに不正の存否の調査も行い、その結果を取締役会に報告する。
 - 4) 当社の監査部 J-SOX 室は、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を取締役会へ報告する。
 - 5) 当社グループは、不適切行為等に対して、再発防止策を実行する。
 - 6) 当社は、企業不祥事に繋がるリスクを軽減するため、機能部署による各種点検および監査を実施する。
 - 7) 当社グループの従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為等に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、社内外に適切な内部通報体制を整備するとともに、制度の周知徹底を行い、実効性向上を図る。内部統制部は、当社グループの内部通報の状況について定期的に取締役会に報告する。
- (2) 当社および子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 当社グループは、取締役の職務執行に係る情報を、法令および社内規程に基づき適切に保存および管理する。
 - 2) 当社は、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、情報資産保護のための体制を構築し、サイバー攻撃等による情報漏えい、システム障害等のリスクへの対策を講じる。
- (3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) リスク管理を体系的に定める「リスク管理規程」を制定し、当社グループのリスク管理を推進する。
 - 2) リスク管理委員会を設置し、当社グループにおいて想定されるリスクの抽出と評価を実施するとともに重点リスクとその責任部署を決定する。リスク管理委員会は、責任部署の重点リスクに対する活動状況を定期的に取締役会に報告する。
 - 3) 当社グループにおいて重要事項の発生事実を認識した場合、「即報規則」に基づき、報告責任者が即時に社長に報告することを徹底する。社長は、発生事実に応じて関係者に対応を指示し、影響を最小限に抑制

- するための措置を講じる。
- 4) 当社は、企業不祥事の芽をいち早く察知して対処可能とすべく、現場から積極的な情報の吸い上げに努める。
- (4) **当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- 1) 当社グループは、取締役会の承認や報告を求める事項を「取締役会規則」に定め、意思決定の迅速化と業務執行の効率化を図る。
 - 2) 当社グループの中期および年度経営計画を策定し、経営目標を共有するとともに、経営会議で業務の執行状況を定期的に管理する。
 - 3) 執行役員会等の会議体で経営執行に係る重要事項について十分に事前審議を行い、取締役会における意思決定の適正化および効率化を図る。
- (5) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- 1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ① 当社グループの健全性を保ち、連結経営の効率化のために「グループ企業管理規程」を定める。
 - ② 子会社は、「グループ企業管理規程」の定めに従い、当社の経営会議において定期的に経営状況を報告する。
 - 2) 子会社が当社に対し事前承認を求める、または報告すべき事項を「グローバル職務権限規程」に定める。子会社は「グローバル職務権限規程」に基づき、各社の「職務権限規程」を制定する。
 - 3) 当社グループは、グループガバナンスの状況を適切にモニタリングし、グループガバナンスの強化を図る。
 - 4) 当社は、海外地域拠点の自立化に向け、副社長執行役員や専務執行役員自らが海外各地域を統轄する。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 取締役会は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、補助従業員を置く。
- (7) **前号の当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項**
- 監査役は、監査役がその職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。
- (8) **当社および当社の子会社の取締役および使用人の監査役への報告に関する体制**
- 1) 当社グループの役員および従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを直ちに監査役に報告する。
 - 2) 取締役および執行役員は、取締役会および執行役員会等を通じて、その担当する業務の執行状況を監査役に報告する。
 - 3) 当社グループは、監査役へ報告した者が報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも行わない。
- (9) **その他監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを確保するための体制**
- 1) 取締役会は、監査役に対して、経営会議への出席、重要書類の閲覧、当社グループの実地調査等の機会を確保する。
 - 2) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査上の重要課題等について意見を交換する。
 - 3) 監査の実効性確保のため、社外取締役、監査役、グループ企業監査役、監査部および外部会計監査人との間で、情報交換及び連携する機会を確保する。
 - 4) 監査役がその職務の執行のために要する費用は、会社が負担するものとし、速やかに前払または支払の手続きに応じる。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

【コンプライアンス】

当社グループは、免震・制振用オイルダンパーの不適切行為および防衛装備品に係る不適切な工数計上による請求行為に対する、再発防止に向けた取組みを継続的に実施しております。

また、当社社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、当社グループの規範意識の浸透とコンプライアンス強化を推進しております。その活動の一環として、当社グループの役員に対してコンプライアンストップ研修会を実施しました。従業員には、eラーニングによる教育、ならびに2021年10月のコンプライアンス強

化月間において、「KYBグループ企業行動指針」の再教育を実施しました。さらに、従業員は、「不正防止」をテーマに小集団活動を行いました。

監査部は、企業不祥事に繋がる不正が存在する可能性があることを念頭にいた内部監査を当社グループ各社に対して実施し、その結果を取締役会へ報告しました。

監査部J-SOX室は、金額的および質的重要性に鑑みながら、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施し、評価結果を取締役会へ報告しました。

当社は、社内外に設置した内部通報窓口をグループ内で改めて周知するとともに、内部通報制度の浸透教育を実施するなど、同制度の実効性向上に努めております。内部統制部は、当社グループの内部通報の状況について取締役会へ報告しました。

【リスク管理】

当社は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会の下部組織であるリスク管理委員会において、品質問題、労働災害、サイバー攻撃などの重点リスクに対して、各責任部署が、リスク管理活動を行い、取組み状況について取締役会へ報告しました。

特に、大規模自然災害リスク（巨大地震の発生を想定）に関しては、事業継続計画の実現性評価を実施するとともに経営トップ及び各拠点における訓練も行いました。

当社は、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、従業員に対するサイバーセキュリティに関するeラーニング教育や標的型攻撃メール訓練を行いました。さらに、連結子会社ふくめたセキュリティ対応体制の強化や第三者リスクアセスメントのクラウドサービスによる継続的な監視と是正を推進しています。

また、ITインフラの災害対策については、全社BCPプロジェクト活動と連携し、情報システムに関する事業継続リスクと投資のバランスを取りつつ、適宜見直しを行い、最善策を講じています。

当社は、重要事項の発生事実を認識した場合、社長へ速やかに報告する「即報規則」の運用徹底について、改めて通達を行うとともに、代表取締役社長は、発生事実に応じて、適宜、関係者に対応を指示しました。

【取締役の効率的な職務執行およびグループ管理】

当社は、執行役員会等において、2020年中期経営計画の方針・目標を共有し、執行状況を管理するとともに、重要事項（本事業報告50頁「対処すべき課題」に記載の施策）について十分に事前審議を行い、取締役会における意思決定の適正化および効率化に努めております。

各グループ企業が、当社取締役に対し、適宜トップ報告会等を通じ、「グループ企業管理規程」「グローバル職務権限規程」等、関連諸規程類に基づいた報告を行うことにより、当社は各グループ企業における執行状況の管理に努めております。

また、「グループコンプライアンス推進に関する規程」に基づいて、各グループ企業のコンプライアンス担当者は、当社の内部統制部と連携して、自社のコンプライアンス活動を推進し、状況を定期的に、当社の内部統制部へ報告しました。

【監査役監査】

監査役は、取締役会や重要会議への出席、重要書類の閲覧、グループ会社の往査・ヒアリングを行うなど、監査の実効性向上に努めました。また、代表取締役や社外取締役との定期的な意見交換会を行いました。会計監査人との定期的なコミュニケーションを図ると同時に、内部監査部門である監査部との連絡会を定期的に開催し、緊密な連携をとることで三様監査の充実を図りました。

監査役会または監査役の職務を補助するために監査役室を新設し、専任スタッフを配置しました。

（7）会社の支配に関する基本方針

①基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが過去にみられたところであり、今後、当社に対しそのような行為が強行される可能性も否定できません。特に、2018年に公表いたしました免震・制振用オイルダンパーにお

ける不適切行為、さらに2019年に公表いたしました航空機器事業における工数過大計上案件に対応してきており、その結果株価は回復してきておりますが、新型コロナウイルス感染等外部環境の影響もあり、依然として割安感があり、資本改善のため当社グループの再編も継続中です。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

②当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるための取組みとして、以下の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(イ)「中期経営計画」による企業価値向上への取組み

当社は、中期経営計画達成に向けて、本事業報告50頁に記載の施策を実施しております。

(ロ) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、持続的な成長と企業価値向上の実現を通してステークホルダーの期待に応えるとともに、社会に貢献するという企業の社会的責任を果たすため、取締役会を中心に迅速かつ効率的な経営体制の構築ならびに公正性かつ透明性の高い経営監督機能の確立を追求し、以下の経営理念および基本方針に基づき、コーポレートガバナンスの強化および充実に取組むことを基本的な考え方としております。

《経営理念》

「人々の暮らしを安全・快適にする技術や製品を提供し、社会に貢献するKYBグループ」

1. 規範を遵守するとともに、何事にも真摯に向き合います。
2. 高い目標に挑戦し、より活気あふれる企業風土を築きます。
3. 優しさと誠実さを保ち、自然を愛し環境を大切にします。
4. 常に独創性を追い求め、お客様・株主様・お取引先様・社会の発展に貢献します。

《基本方針》

1. 当社は、株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. 当社は、株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 当社は、法令に基づく開示はもとより、ステークホルダーにとって重要または有用な情報についても主体的に開示する。
4. 当社の取締役会は、株主受託者責任および説明責任を認識し、持続的かつ安定的な成長および企業価値の向上ならびに収益力および資本効率の改善のために、その役割および責務を適切に果たす。
5. 当社は、株主との建設的な対話を促進し、当社の経営方針などに対する理解を得るとともに、当社への意見を経営の改善に繋げるなど適切な対応に努める。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な向上または確保を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに顧客、従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適切に判断することはできません。突然大規模な買付行為がなされたときに、大規模な買付を行う者の提示する当社株式の取得対価が当社の企業価値ひいては株主共同の利益と比べて妥当か否かを、株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模な買付を行う者および当社取締役会の双方から必要かつ十分な情報が提供されることが不可欠であり、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとって、大規模な買付を行う者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模な買付行為についてどのよう

な意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」を2019年6月25日開催の第97期定時株主総会において株主の皆様のご承認を賜り継続しております。これにより、大規模な買付行為に際しては、大規模な買付を行う者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模な買付行為に関する情報が提供され、当社取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模な買付行為に対する当社取締役会としての意見を、必要に応じて独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで公表いたします。さらに、当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模な買付を行う者の提案と当社取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

当社は、この買収防衛策の詳細を2019年5月20日付で「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について」として公表いたしました。この適示開示文書の全文はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.kyb.co.jp>）に掲載しております。

④上記②③の取組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取組みは、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

また、上記③の取組みにつきましても、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして実施しております。これは、以下の諸点に照らして、上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (イ) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
当社買収防衛策は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。
また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。
- (ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
当社買収防衛策は、当社株式に対する大規模な買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。
- (ハ) 独立性の高い社外役員の判断の重視と情報開示
当社買収防衛策における対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い、社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に敵うように当社買収防衛策の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。
- (ニ) 株主意思を重視するものであること
当社買収防衛策は、2019年6月25日開催の第97期定時株主総会でのご承認により継続したものであり、株主の皆様のご意向が反映されております。
また、当社買収防衛策は、有効期間の満了前であっても、株主総会において、当社買収防衛策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、その時点で変更又は廃止されることになり、株主の合理的意思に依拠したものであります。
- (ホ) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと
当社買収防衛策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取

締役で構成される当社取締役会により、当社買収防衛策を廃止することが可能です。従って、当社買収防衛策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、当社買収防衛策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（８）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営上の最重要課題の一つと認識しており、連結配当性向30%を目指しつつ、従来の連結ベースの株主資本配当率（D/E）2%（年率）以上の配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、配当方針ならびに当期の業績を勘案し、1株当たり60円とさせていただきますと存じます。これにより、年間の配当金は1株当たり105円となる予定です。

なお、次期の配当金につきましては、中間配当を1株当たり60円、期末配当を1株当たり60円とし、年間の配当金は1株当たり120円を予定しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期 (2022年3月31日)	前期 (ご参考) (2021年3月31日)	科 目	当期 (2022年3月31日)	前期 (ご参考) (2021年3月31日)
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	126,822	138,212	流動負債	120,546	131,834
現金及び預金	18,970	30,227	支払手形	345	635
受取手形	1,159	298	電子記録債務	21,016	18,530
電子記録債権	15,522	13,013	買掛金	31,073	29,273
売掛金	52,114	47,092	短期借入金	28,689	39,035
製品	5,100	4,193	1年内返済長期借入金	8,306	7,082
仕掛品	10,234	9,824	リース債務	3,333	2,982
原材料及び貯蔵品	2,295	2,261	未払金	5,968	4,831
前払費用	388	205	未払費用	6,263	4,862
関係会社短期貸付金	13,396	53,701	前受金	141	163
未収入金	7,433	19,738	預り金	1,316	3,618
その他	1,177	276	設備関係支払手形	1,827	1,450
貸倒引当金	△968	△42,621	製品保証引当金	10,979	7,050
固定資産	121,429	120,056	事業損失引当金	—	11,018
有形固定資産	58,419	58,341	その他	1,283	1,298
建物	23,523	22,980	固定負債	41,406	66,898
構築物	1,552	1,673	社債	7,000	—
機械及び装置	6,066	7,064	長期借入金	15,971	51,109
車両運搬具	20	26	長期未払金	99	97
工具、器具及び備品	716	670	リース債務	5,652	7,466
土地	15,396	14,923	繰延税金負債	—	303
リース資産	9,904	10,098	再評価に係る繰延税金負債	2,372	2,372
建設仮勘定	1,238	902	退職給付引当金	3,166	2,405
無形固定資産	56	44	製品保証引当金	3,787	29
借地権	10	10	事業損失引当金	234	—
リース資産	2	7	資産除去債務	1,526	1,481
その他	43	25	その他	1,594	1,631
投資その他の資産	62,953	61,671	負債合計	161,952	198,732
投資有価証券	12,236	13,326	(純資産の部)		
関係会社株式	33,607	33,734	株主資本	78,535	50,989
関係会社出資金	12,130	12,130	資本金	27,647	27,647
関係会社長期貸付金	2,883	2,130	資本剰余金	38,933	29,743
長期前払費用	258	102	資本準備金	330	13,333
繰延税金資産	1,509	—	その他資本剰余金	38,603	16,409
その他	934	849	利益剰余金	12,559	△5,797
貸倒引当金	△9	△15	その他利益剰余金	12,559	△5,797
投資損失引当金	△596	△586	固定資産圧縮積立金	154	166
			別途積立金	18,580	18,580
			繰越利益剰余金	△6,175	△24,544
			自己株式	△604	△603
			評価・換算差額等	7,763	8,546
			その他有価証券評価差額金	4,275	5,058
			土地再評価差額金	3,488	3,488
資産合計	248,252	258,269	純資産合計	86,299	59,536
			負債純資産合計	248,252	258,269

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期 2021年4月1日から 2022年3月31日まで	前期（ご参考） 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	202,406	162,391
売上原価	173,407	144,159
売上総利益	28,999	18,231
販売費及び一般管理費	25,062	20,204
営業利益又は営業損失（△）	3,937	△1,972
営業外収益	11,314	26,167
受取利息	594	910
受取配当金	9,283	23,174
補助金収入	54	622
為替差益	641	565
その他	740	894
営業外費用	1,238	1,947
支払利息	906	1,195
資産移設費	2	118
コミットメント・フィー	7	412
借入手数料	10	55
株式交付費	228	90
その他	83	75
経常利益	14,012	22,247
特別利益	7,376	29,679
固定資産売却益	20	38
投資有価証券売却益	28	4,295
投資損失引当金戻入額	—	1,814
抱合せ株式消滅差益	1,584	11
製品保証引当金戻入額	4,926	3,011
関係会社事業損失引当金戻入額	817	20,502
その他	0	6
特別損失	4,038	17,554
固定資産処分損	93	89
固定資産減損損失	699	569
投資損失引当金繰入額	10	—
関係会社貸倒引当金繰入額	1,140	14,873
製品保証対策費	1,974	1,878
その他	120	142
税引前当期純利益	17,350	34,372
法人税、住民税及び事業税	116	12
法人税等調整額	△1,122	△2,572
当期純利益	18,357	36,932

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

KYB株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 野 直 樹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 御 厨 健太郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 開 内 啓 行

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KYB株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、KYB株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

6. 連結財政状態計算書注記(5) 偶発債務に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社(当該子会社は2021年7月1日をもって会社を存続会社とした吸収合併により解散している)が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事実により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、及び補償等については、製品保証引当金を計上している。一方、現時点においては、当該事実に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の連結業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

KYB株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 野 直 樹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 御 厨 健太郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 開 内 啓 行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KYB株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

5.貸借対照表注記（4）偶発債務②に記載されているとおり、会社及び会社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社（当該子会社は2021年7月1日をもって会社を存続会社とした吸収合併により解散している）が製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーが性能評価基準に適合していない等の事実が判明した。当該事実により、収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、及び補償等については、製品保証引当金を計上している。一方、現時点においては、当該事実に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積りを行うことが困難なものは引当金を計上していないが、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、会社の業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針・計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針・計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針及び会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている免震・制振用オイルダンパー等の不適切行為に対する再発防止策については、その取り組みを通じ法令遵守体制の運用改善を継続しており、今後も規範意識の定着が図られるよう進捗状況を監視してまいります。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員らの地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

KYB株式会社 監査役会

常勤監査役 久田 英司 ㊞

常勤監査役 田中 順一 ㊞

常勤監査役 相楽 昌彦 ㊞

常勤監査役 野々山 秀貴 ㊞

(注) 田中順一及び相楽昌彦は会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

事業報告・附属明細書

一 事業報告に記載した以外のその他記載すべき重要な情報はございません。

二 会社役員の重要な兼職の状況

取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	中 島 康 輔	免制振対応統轄	
代表取締役社長執行役員	大 野 雅 生		
代表取締役副社長執行役員	加 藤 孝 明	グローバル財務統轄	
取締役副社長執行役員	齋 藤 圭 介	免制振対応本部長	
取締役	鶴 田 六 郎		鶴田六郎法律事務所 代表 弁護士
取締役	塩 澤 修 平		株式会社アーレスティ 社外取締役(監査等委員) 慶應義塾大学 名誉教授 東京国際大学 学長
取締役	坂 田 政 一		株式会社プラネット 社外取締役 ULSグループ株式会社 社外監査役(監査等委員)
常勤監査役	久 田 英 司		
常勤監査役	田 中 順 一		
常勤監査役	相 楽 昌 彦		
常勤監査役	野々山 秀 貴		

以上

第 100 期 計算書類に係る附属明細書

自 2021年4月 1日

至 2022年3月31日

K Y B株式会社

代表取締役社長執行役員 大 野 雅 生

目 次

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2. 引当金の明細	3
3. 販売費及び一般管理費の明細	4

(注)金額表示の注記

- ① 本附属明細書の記載金額は貸借対照表及び損益計算書の表示単位と同一の百万円単位とし、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- ② 上記①により百万円未満金額のみ発生した場合には「0」と表示し、全く発生しない場合には「－」と表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価償却累計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形固定資産	建物	57,859	4,772	1,286 (34)	61,346	37,822	1,954	23,523
	構築物	5,772	479	374	5,877	4,325	187	1,552
	機械及び装置	76,243	5,426	4,696 (416)	76,972	70,906	1,311	6,066
	車両運搬具	426	67	129	363	343	9	20
	工具、器具 及び備品	31,711	1,414	1,167 (35)	31,958	31,241	1,041	716
	土地	14,923	882	410 (26)	15,396	-	-	15,396
	リース資産	32,084	1,841	631	33,295	23,391	2,008	9,904
	建設仮勘定	902	3,013	2,678 (185)	1,238	-	-	1,238
	計	219,924	17,899	11,373 (699)	226,449	168,030	6,511	58,419
無形固定資産	借地権	10	-	-	10	-	-	10
	リース	106	-	-	106	104	5	2
	その他	28	26	2	51	8	5	43
	計	145	26	2	169	112	10	56

「当期減少額」欄の（ ）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

(注) 有形固定資産の主たる増減内訳

①当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

機 械 及 び 装 置

数値制御工作機械	823 百万円
試験・検査設備	903

建 設 仮 勘 定

四輪車用油圧緩衝器製造用	908 百万円
産業用油圧機器製造用	837
四輪車用油圧機器製造用	815

②当期増加額のうち、子会社の吸収合併によるものは次のとおりであります。

有 形 固 定 資 産

建 物	2,950 百万円
構 築 物	177
機 械 及 び 装 置	3,225
車 両 運 搬 具	8
工具、器具及び備品	410
土 地	499
リ ー ス 資 産	3
そ の 他	7

③当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

機 械 及 び 装 置

廃 棄	2,102 百万円
売 却	1,844
減 損	416

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	期 末 残 高
貸 倒 引 当 金	42,636	1,408	43,066	978
投 資 損 失 引 当 金	586	10	-	596
製 品 保 証 引 当 金	7,080	21,503	13,817	14,767
退 職 給 付 引 当 金	2,405	3,088	2,327	3,166
事 業 損 失 引 当 金	11,018	234	11,018	234

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科 目	金 額	摘 要
役 員 報 酬	282	
給 与 ・ 諸 手 当	7,738	
福 利 厚 生 費	1,915	
退 職 給 付 費 用	403	
荷 造 運 賃	8,976	
賃 借 料	1,088	
業 務 委 託 費	2,345	
試 作 研 究 費	727	
減 価 償 却 費	900	
そ の 他	683	
計	25,062	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①棚卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②有価証券

子会社株式及び関連会社株式
其他有価証券

移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法によっております。

③デリバティブ

時価法によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、工具、器具及び備品のうち金型については定率法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

④長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

③製品保証引当金

将来の無償補修費用の支出に備えるため、個別案件に対する見積額及び売上高に対する過去の実績率を基準とした見積額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

①一時点で充足される履行義務

当社は、AC（オートモーティブコンポーネンツ）事業においては四輪用油圧緩衝器、二輪用油圧緩衝器、四輪用油圧機器等の製造販売を行っており、HC（ハイドロリックコンポーネンツ）事業においては産業用油圧機器、艦艇機器、免制震装置等の製造販売を行っております。航空機器事業においては航空機用の離着陸装置、操舵装置、制御装置等の製造販売を行っております。また、その他事業では、特装車両、電子機器等の製造販売を行っております。これらの製品の販売においては顧客との契約に基づき、顧客が製品の支配を獲得した時点（主として当該製品の引渡時点）で履行義務が充足されますが、製品の国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

②一定期間にわたって充足される履行義務

当社は、一定の規模を有する舞台機構などの工事等に係る収益については、顧客との契約に基づき、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたって収益を認識しております。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しております。

（５）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

②ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引及び金利スワップ取引
ヘッジ対象…外貨建取引及び借入金利息

ヘッジ方針

当社の社内管理規程に基づき、外貨建取引に係る為替変動リスク及び借入金に係る金利変動リスクをヘッジすることを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用する方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の評価は省略しております。

③退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

なお、当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（1）収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転したと判断した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

（2）時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」といいます。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この変更が当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

（1） 株式交付費の表示方法は、従来、損益計算書上、営業外費用の「その他」（前事業年度90百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度から株式交付費（当事業年度228百万円）として表示しております。

（2） 抱合せ株式消滅差益の表示方法は、従来、損益計算書上、特別利益の「その他」（前事業年度11百万円）に含めて表示しておりましたが、重要性が増したため、当事業年度から抱合せ株式消滅差益（当事業年度1,584百万円）として表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(免震・制振用オイルダンパーの不適切行為に係る製品保証引当金)

当社は、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免振・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。

本製品保証引当金に関する会計上の見積りの内容の詳細については、連結注記表「5. 重要な会計上の見積り」に記載しているため、注記を省略しております。

今後の交換工事の進捗等の状況により、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

本件に関する当事業年度の製品保証引当金の残高は13,580百万円です。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

当社は、原則として、事業用資産について工場を基準としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

将来キャッシュ・フローは、取締役会で承認された最新の事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見込み額、及び資産の使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを用いております。また、事業計画には新規製品の販売見込みや外部機関による市場の成長率の予測等の一定の仮定を加味しております。

これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済状況の変動等の結果によっては影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した有形固定資産及び無形固定資産の金額はそれぞれ、58,419百万円、56百万円であり、減損損失の金額は699百万円であります。

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識します。繰延税金資産の認識に際しては、課税所得が生じる可能性の判断において、将来獲得しうる課税所得の時期及び金額を合理的に見積り、金額を算定します。将来獲得しうる課税所得は、取締役会で承認された最新の事業計画を基に見積りを行っております。

当事業年度において、事業計画は顧客の生産計画を基礎として作成しており、新規製品の販売見込みや外部機関による市場の成長率の予測等の一定の仮定を加味しております。ただし、課税所得が生じる時期および金額は、当社製品の主要な需要先の市場環境には高い不確実性を伴うため、見直しが必要となった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の繰延税金資産4,896百万円と繰延税金負債3,387百万円を相殺した結果、繰延税金資産1,509百万円を計上しております。

(棚卸資産の評価)

当社は、棚卸資産については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、正味売却価額が帳簿価額より下落している場合には、当該正味売却価額で測定し、帳簿価額との差額を原則として売上原価に認識しております。

なお、上記の売上原価には、2022年2月8日開催の取締役会において、航空機器事業から撤退する基本方針を決議したことに伴う棚卸資産の評価損が含まれております。

当社製品の主要な需要先の市場環境には高い不確実性を伴うため、市場環境が悪化して正味売却価額等の見直しが必要になった場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

当事業年度の計算書類に計上した棚卸資産の金額は17,630百万円であり、売上原価に含まれている棚卸資産の評価損の金額は4,510百万円であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 168,030百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権債務

①短期金銭債権	37,262百万円
②長期金銭債権	2,883百万円
③短期金銭債務	17,038百万円

(3) 事業用の土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法	「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額により算出しております。
--------	--

再評価を行った年月日	2002年3月31日
------------	------------

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△4,359百万円
----------------------------------	-----------

(4) 偶発債務

①関係会社の金融機関からの借入金に対する保証

KYB Europe GmbH	8,671百万円
KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	4,964百万円
KYB Mexico S.A. de C.V.	2,922百万円
PT. KYB Hydraulics Manufacturing Indonesia	740百万円
KYB Americas Corporation	734百万円
KYB Suspensions Europe, S.A.U.	547百万円
KYB-Conmat Private Limited	285百万円
株式会社タカコ	227百万円
Comercial de Autopeças KYB do Brasil Ltda.	142百万円
KYB Middle East FZE	100百万円
計	19,335百万円

②建築物用免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為の影響について

当社及び当社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社（当該子会社は2021年7月1日をもって当社を存続会社とした吸収合併により解散しております）は、建築物用の免震・制振部材としてオイルダンパーを製造・販売してまいりましたが、2019年3月期において、出荷していた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実（以下、「本件」といいます。）が判明し、国土交通省に報告を行うとともに、対応状況について、2018年10月16日に公表いたしました。物件調査を進めていく中で免震・制振用オイルダンパーのリスト漏れが判明し、2018年11月30日に公表いたしました。また、2018年10月16日に公表した事実に加え、基準内ではあるが、より基準値に近づけるため、又は基準内に入らない場合、減衰力の中央値を原点へ移動させることで値の調整（原点調整）を行い検査記録として提出していた事実が判明し、新たに判明した対象物件数及び製品数を2018年12月19日に公表いたしました。このほか12月19日に公表した検査機に残っているデータの解析を継続してきた結果、2019年7月5日に対象物件数及び製品数を訂正いたしました。

本件に関し、現時点において収集可能な情報、及びその情報が合理的な事実に基づくものであると判断された免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、及び補償等について製品保証引当金を計上しております。一方、現時点においては、本件に関する訴訟等の費用について、その費用を信頼性のある合理的な見積もりを行うことが困難なものは引当金を計上しておりません。

このことから、今後の進捗により、追加で引当金を計上することとなった場合には、当社の業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

6. 損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高

①売上高	46,611百万円
②営業費用	43,667百万円
③営業取引以外の取引高	9,865百万円

（2）製品保証対策費及び製品保証引当金戻入額

2019年3月期において、当社及び当社の子会社であったカヤバシステムマシナリー株式会社（当該子会社は2021年7月1日をもって当社を存続会社とした吸収合併により解散しております）にて、製造・販売してきた免震・制振用オイルダンパーの一部について、性能検査記録データの書き換え行為により、大臣認定の性能評価基準に適合していない、または、お客様の基準値を外れた製品を建築物に取り付けていた事実が判明いたしました。

当事業年度において、状況が進捗したことから免震・制振用オイルダンパーの製作費用、交換工事に要する費用、及び補償等の製品保証引当金について繰入及び取崩を行った影響額、並びに対応本部の人件費等の諸費用のうち、当事業年度に発生した費用を製品保証対策費として計上し、翌事業年度以降の見積額を製品保証引当金戻入額に計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普 通 株 式	205千株	0千株	0千株	206千株

（注）増加株式数0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

（注）減少株式数0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な内容は、退職給付引当金否認、未払賞与否認、製品保証引当金否認であり、繰延税金負債の主な内容は、その他有価証券評価差額金、退職給付信託資産であります。

なお、評価性引当額は、24,303百万円であります。

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として事業用土地があります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百万円)	科 目	期 末 残 高 (百万円)
子会社	KYB-YS株式会社	100	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入 (注1)	16,959	買掛金	7,835
子会社	株式会社タカコ	100	当社製品の製造委託先	CMSによる資金の貸付 (注2)	230	関係会社 短期貸付金	4,477
子会社	KYBモーターサイクルサスペンション株式会社	66.6	当社製品の製造委託先	当社製品の仕入 (注1)	16,839	買掛金	4,801
子会社	カヤバシステムマシナリー株式会社	100	当社製品の製造委託先	CMSによる資金の貸付 (注2) (注3)	2,643	—	—
子会社	KYB Americas Corporation	100	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注1)	9,762	売掛金	5,239
子会社	KYB Middle East FZE	100	当社製品の販売先	当社製品の販売 (注1)	6,290	売掛金	2,955
子会社	KYB Europe GmbH	100	当社製品の販売先	債務保証	8,671	—	—
子会社	KYB Manufacturing do Brasil Fabricante de Autopecas S.A.	(直接) 100 (間接) 0	当社製品の販売先	資金の貸付 (注2)	617	関係会社 短期貸付金	2,940
子会社	KYB Mexico S.A.de C.V.	(直接) 68 (間接) 32	当社製品の販売先	資金の貸付 (注2)	2,088	関係会社 短期貸付金	1,630
				債務保証	2,922	—	2,450
子会社	KYB Manufacturing Czech, s.r.o.	(直接) 1 (間接) 99	当社製品の販売先	債務保証	4,964	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社製品・部品等の販売及び仕入価格については、市場価格・総原価等を勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利息を合理的に決定しております。なお、取引金額には、当事業年度における純増減額を記載しております。

(注3) カヤバシステムマシナリー株式会社は2021年7月1日をもって当社を存続会社とした吸収合併により解散したため、取引金額には、関連当事者であった期間の金額を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,871円02銭
(2) 1株当たり当期純利益	690円84銭

12. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

13. 企業結合に関する注記

共通支配下の取引等

(カヤバシステムマシナリー株式会社の吸収合併)

当社は、2021年5月20日開催の取締役会における決議に基づき、当社の完全子会社であるカヤバシステムマシナリー株式会社（以下、K S Mといたします。）を2021年7月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 カヤバシステムマシナリー株式会社

事業の内容 免制振装置等製品の製造・販売

②企業結合日

2021年7月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、K S Mは解散いたしました。

④結合後企業の名称

K Y B株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、当社及び当社の子会社であるK S Mによる免震・制振用オイルダンパーの検査工程等における不適切行為を受け、再発防止策としての「コンプライアンス経営を視野に入れたグループ再編」を推進し、不適切行為の原因とされた人財の固定化、グループガバナンス不備の解消を目指しているところです。

このたび、免震・制振用オイルダンパーの適合化の進捗に一定の目途が付きつつあることから、再発防止策の総仕上げとして本合併を実施し、人財ローテーションの活性化、ガバナンス体制の強化、不正リスクの低減を図ります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(K Y Bエンジニアリングアンドサービス株式会社の吸収合併)

当社は、2021年11月5日開催の取締役会における決議に基づき、当社の完全子会社であるK Y Bエンジニアリングアンドサービス株式会社（以下、E Sといたします。）を2022年1月1日付で吸収合併いたしました。

(1) 企業結合の概要

①結合当事企業の名称及び当該事業の内容

結合当事企業の名称 K Y Bエンジニアリングアンドサービス株式会社

事業の内容 油圧機器、ステアリング、鉄道用部品等の販売

②企業結合日

2022年1月1日

③企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、E Sは解散いたしました。

④結合後企業の名称

K Y B株式会社

⑤その他取引の概要に関する事項

当社は、油圧機器の販売子会社であるE Sを合併することにより、営業力の強化を進め、収益力の向上を図り、また、当社の財務基盤の強化を目指します。

併せて、本合併により人財ローテーションの活性化、グループガバナンス体制の強化にも努めてまいります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

14. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。